

新しい人権問題への対応



研究センター理事長
学校法人同志社総長

大谷 實

日本国憲法は、14条以下で基本的人権を詳細に規定しているのですが、それらの人権規定は、過去の歴史において人権が侵害されることの多かった類型を取り上げて列挙したものですから、すべての種類の人権を掲げたものではありません。

そうだとしますと、時代や社会の変革にともなって、幸福の追求に支障をきたす事態が生じた場合、憲法上の人権規定がないといった理由で放置しておくわけにはありません。そうした事態を救済するために、新しい人権として憲法上保障すべきかどうかが問題になります。前回、「個人が人間らしく生きて行くうえで必要不可欠

な利益」という基準で、憲法上の人権を認めるべきであるとの考え方を述べた次第ですが、その際、この基準に問題はないか、また、人権のインフレ化を招くことにならないかという課題を掲げました。

私は、幸福追求権とは、「個人が人間らしく生きて行くうえで必要不可欠な利益」という基準を示しましたが、憲法学者の意見を調べてみますと、「個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体」であるとか、人格的自律権とする説が多数を占めています。その説明で実質上は問題ないと考えますが、何をもって人格的存在と云うのか、また、人格的自律権とは何か、という問題は哲学的な意味が含まれていますので、法律の考え方として適していないばかりか、社会の一般人にとつて分かりにくいように思います。「個人が人間らしく生きて行くうえで必要不可欠な利益」としたほうが馴染みやすいし、社会一般の人の考え、つまり社会通念を人権問題の解決に反映させることができるかと考えてみました。

もっとも、「人間らしい」といい、「人格的生存」といいますが、そこからのような具体的権利が実際に導かれるかということになりますと、なかなか難しいのであります。裁判所ばかりでなく、学者も悩んでいるゆえんです。これまで、プライバシーの権利、環境権、日照

権、嫌煙権、健康権、平和的生存権など、幸福追求権を根拠とする新しい人権が主張されてきましたが、最高裁判所が正面から認めたのは、「私生活をみだりに公開されない権利」としてのプライバシーの権利だけでした。

そうした現実から、最高裁判所は、新しい人権を認めるのに厳しい態度で臨んでいるといった見解が一般的となつていますが、それはある意味で当然です。先にも触れましたが、憲法で規定されている基本的人権は、過去の長い歴史の中で、人間らしく生きる上で絶対に必要であると認められてきた重要なものを憲法で列挙したものだからです。これに対し、裁判所の判断は、明文の規定に基づかないものですから、恣意的・主観的判断に陥りがちです。そこで、何人も納得するような形で権利を認める必要が生じます。例えば、当該の利益について権利を認めないと、重大な不利益が生ずることを証明しなければならぬといった厳格審査基準が求められる訳です。

こうして、「個人が人間らしく生きて行くうえで必要不可欠な利益」は、只今のところプライバシーの権利以外には認められていません。問題は、それでよいかにあります。実質的に「人間らしい生き方」が破たんしているのに救済しないのは、まさしく人権侵害ですから、最

高裁判所の判断を仰ぐ方法以外の対応を考える必要があります。

対応の最も明快な方法は、憲法を改正して、新しい人権についての規定を設けることです。しかし、憲法の改正はそう簡単ではありません。そこで、憲法改正以外の対応が求められますが、その最も民主的な方法は、立法的な解決です。

例えば、犯罪被害者の人権は人権規定に含まれていませんが、犯罪被害者等基本法で正面から認められるようになりました。また、障害者の人権については、障害者基本法が保障している訳で、新しい人権の法的保護が図られています。そのような実態からすると、最高裁判所の判断を待つ前に、「個人が人間らしく生きて行くうえで必要不可欠な利益」については、立法的な対応が望ましいということになります。また、ヘイトスピーチに関連して、ある自治体に対応を考慮した例がありますが、条例等で自治体に対応するのも一つの選択肢として有意義であるように思います。

今回は、新しい人権の法的保護について、一般論を展開してみました。次回も、その具体的な例を検討することにします。